
令和7年 第1回 築上町議会定例会会議録（第6日）

令和7年3月19日（水曜日）

議事日程（第6号）

令和7年3月19日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第4号 | 令和6年度築上町一般会計補正予算（第13号）について |
| 日程第2 | 議案第5号 | 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第3 | 議案第6号 | 令和6年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第4 | 議案第7号 | 令和7年度築上町一般会計予算について |
| 日程第5 | 議案第8号 | 令和7年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第6 | 議案第9号 | 令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第10号 | 令和7年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第11号 | 令和7年度築上町霊園事業特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第12号 | 令和7年度築上町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和7年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和7年度築上町西角田財産区特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和7年度築上町葛城財産区特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和7年度築上町上城井財産区特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和7年度築上町水道事業会計予算について |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和7年度築上町下水道事業会計予算について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第20号 | 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第21号 | 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第22号 | 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第23号 | 築上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第24号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第22 議案第25号 築上町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町FM放送施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第31号 築上町工場立地法準則条例の制定について
- 日程第29 議案第32号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第33号 椎田駅北口公衆トイレの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第34号 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第35号 築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第37号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第38号 築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更について
- 日程第40 議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更について
- 日程第41 議案第60号 権利の放棄について
- 日程第42 議案第62号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

- 日程第43 意見書案第1号 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書(案)について
- 日程第44 発議第1号 築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 令和6年度築上町一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第2 議案第5号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第6号 令和6年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第7号 令和7年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第8号 令和7年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第9号 令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 令和7年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 令和7年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 令和7年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 令和7年度築上町西角田財産区特別会計予算について
- 日程第12 議案第15号 令和7年度築上町葛城財産区特別会計予算について
- 日程第13 議案第16号 令和7年度築上町上城井財産区特別会計予算について
- 日程第14 議案第17号 令和7年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第18号 令和7年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第19号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 築上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 築上町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町FM放送施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

日程第28 議案第31号 築上町工場立地法準則条例の制定について

日程第29 議案第32号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30 議案第33号 椎田駅北口公衆トイレの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第31 議案第34号 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第32 議案第35号 築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第33 議案第37号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第34 議案第38号 築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第35 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第36 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第37 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第38 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第39 議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更について

日程第40 議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更について

日程第41 議案第60号 権利の放棄について

日程第42 議案第62号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

日程第43 意見書案第1号 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書(案)について

日程第44 発議第1号 築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第45 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(13名)

1番 今富 義昭君

2番 江本 守君

4番 田原 宗憲君

5番 工藤 久司君

6番 田村 紘貴君

7番 宗 裕君

8番 丸山 年弘君

9番 信田 博見君

10番 池永 巖君

11番 武道 修司君

12番 塩田 文男君

13番 吉元 健人君

14番 池亀 豊君

欠席議員（1名）

3番 鞆野 希昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君

係長 瀬戸 美里君（監査委員事務局係長兼任）

書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会 計 課 長	石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	尾座本三雄君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。本日は最終日です。議案も多いので、スピード感を持っていきたいと思います。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第4号

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第4号令和6年度築上町一般会計補正予算（第13号）

についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀豊厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第4号令和6年度築上町一般会計補正予算（第13号）について、所管の項目について慎重に審議した結果、事業費の確定や決算見込みによる不用額の補正、負担金の追加補正などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道修司総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第4号令和6年度築上町一般会計補正予算（第13号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、包括的業務委託の債務負担行為の補正、財政調整等基金積立金ほか7件の基金積立金の増額補正や、事業費の確定や決算見込みによる不用額などの補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第4号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第5号

○議長（塩田 文男君） 日程第2、議案第5号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第5号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算案について慎重に審査した結果、補正

の主な内容は、滞納繰越分貸付金元利収入の増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第5号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第3、議案第6号令和6年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第6号令和6年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本補正予算案について慎重に審議した結果、最低賃金改定による人件費増に伴う包括業務委託の水道検針業務の変更分を、令和6年度から令和9年度までの期間で債務負担行為を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第6号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号

○議長（塩田 文男君） 日程第4、議案第7号令和7年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第7号令和7年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審議した結果、ペットボトルの分別のための圧縮機の購入費用、育児用品定期便事業に係る費用、児童生徒へのタブレット更新に係る費用、中学校のデジタル教科書購入費用、図書館のシステム更新委託に係る費用、保育園の園舎改築に係る補助金などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第7号令和7年度築上町一般会計予算について、本予算案について慎重に審査した結果、DX推進事業で16施設の公共施設予約システムの導入費用、台風10号で被災した向田橋の復旧工事費用、メタセの柱にインクルーシブ遊具を設置する費用などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 厚生文教委員長に質問させていただきます。1億円のインクルーシブ遊具について（「総務」「総務産建」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、総務産建。失礼いたしました。総務産建委員長に質問いたします。1億円の遊具について、所管の総務産建委員会ではどのような意見があったのか、概要を教えてください。

○議長（塩田 文男君） 武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 今、手元に議事録がないので、はっきりとしたことを覚えてはいませんが、あんまり議論としては意見は出なかったかと思います。出たかね。なかったよね。なかったかと思います。

以上です。

○議員（7番 宗 裕君） ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） デメリットの点が、僕が言ったぐらいです。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 委員長というか、議長がオブザーバーで入られていますので、オブザーバーの意見として、メリット、デメリットの話が若干ありましたけど、ほかには議論としてはしていません。

以上です。

○議員（7番 宗 裕君） ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 先ほども質問で取り上げました1億円のインクルーシブ遊具について、反対の立場から討論させていただきます。

議案質疑でもこの件を取り上げて質問させていただきました。また、一般質問でも多くの時間を取って質問させていただきました。その中で、担当の古市産業課長、また、メタセの杜の指定管理者の指定管理の会社の社長でもある副町長から、また、最終的には町長から、予算提案に至る経緯と、その1億円の必要性について説明を私も受けました。率直に申し上げて、メタセの杜の遊具が老朽化が激しく危険であって、子どもが安全に遊ぶことができない。だから、整備が必要である。私もまさにそのとおりに思います。必要性は、必要性ということに関しては、私も疑いはありません。

ただ、私が疑問に思っているのは、整備の必要性がある老朽化施設が、例えば学校のトイレなど、町にもうありとあらゆるところにたくさんあるのに、なぜ、今、来年度、1億円をかけてこれを最優先で整備しなければいけないのかという、その必要性に関しては、いまだ私は理解できず、疑問を持っております。

それで、いろんな資料をもって説明してくれ、町民の意見を聞いてくれと繰り返し申し上げてきました。そうしたら、あえて紹介させていただきますが、本日、私の机の上に「築城基地周辺財産利用計画策定業務委託報告書」ということで、今月、令和7年の3月で策定された報告書が置いてありました。これは、まさに1億円のインクルーシブ遊具を含むメタセの杜周辺のことをどのように整備するかという報告書でございます。これを事前に示してくださって、こういう内容だからという説明があってしかるべきだと思うんですが、最終日になって置いてあるだけ。

今、総務産建委員長に、どのような所管の委員会で議論があったのかってお尋ねして、この報告書に基づいて議論があったのかなと思ったんですけど、そこまでの言及はなかったので、多分、

そういう議論はなかったのかもしれないと思って。

僅か10分前に置かれていた報告書なので、概要を流し読みしただけですけども、確かにこの報告書を見ると、住民代表を含む検討委員会みたいなものでつくった計画ですから、住民の意見が全く反映されていないわけではない。また、この報告書を策定するに当たっては、ホームページで原案を公開してパブリックコメントも取っていたように思いますから、その点でも住民の意見を聞くような手続は一応行われているんですが、積極的に内容を広く町民に周知して、この計画でいく、これが必要だということまでは、私は努力されていないと思っているんです、今でも。

また、この内容も、私も初めて見て少々びっくりしました。この中で、インクルーシブ遊具等を含むメタセの杜周辺の公園を整備するという計画、すごい夢のような計画が書いてあるんです。もう一大テーマパークのような、ドッグランもあれば、グランピング施設もあれば、宿泊施設もあるようなすごい計画になっていまして、ちょっと長くなりますけど、ここが一番大事なところなんです。4の1、概算工事費という概算工事費の見積りが出ているんです。何と全て整備すると総額34億円、この中で遊具エリアの整備費は2億3,600万円って出ているんです。ですから、今回の1億円の提案も、総額30幾らでしたっけ、36億円だったかな、36億円の整備計画の中の遊具エリアの2億6,000万円のうち、やっと半分が提案されただけ。

私が何が言いたいのか。お金がない築上町で36億円の整備計画を立てるということ自体が少々信じられなくて。実現可能性のある計画なのかと。やっぱり優先順位からすると、もう36億円もかけて整備する余裕は私はないと思っています。

それで、改めて、反対討論というよりは、町長にお願いのようになってしましますが、もう一度、町民の意見を聞いて、これは考え直していただきたい。私、今回の当初予算、この件以外は反対するつもりはありません。この件を取り下げただけければ、喜んで賛成させていただきます。どうかもう一度、再考をお願いいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 再考と言っても、これ、言われんけんね。

○議員（7番 宗 裕君） ですから、反対討論。

○議長（塩田 文男君） 反対討論でいいですね。

○議員（7番 宗 裕君） ですから、答弁を求めているわけじゃないです。そういう気持ちで反対ですと。

○議長（塩田 文男君） はい。

では、次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） それでは、賛成の立場から発言をさせていただきます。

メタセの杜は、皆さん、御存じのように、築上町の顔として、町内の住民を含めて、町外からも多くの方々が利用されている場所です。そこの遊具が古くなって危険がある。危険な状態になっているという部分もある。当然、危険な部分は今使わないようにしている。ただ、全体的に早い段階で使えなくなる可能性は大にあるんだろうと思うんです。早い段階でやり替えるということは当然必要であるし、これは、築上町の観光というか、特にメタセの杜は築上町の物産を扱う場所でありますので、地元の農産物なりいろいろなものをそこでPRし、場合によっては観光をPRし、町の活性化をということが目的でしていると思うんです。そこの遊具が危険だというような状態をしていくというのは、これはいかななものかなというふうに思っています。

住民の声というのはどういう形で聞くのか。執行部だけが決めて、これを提案しているというのであれば、「住民の声を聞いていないよね」というふうに話がなると思うんですけど、住民を代表する人たち、議会からも出ていますけど、その人たちで協議をし、この方向性を出した。この方向性を出した、これは、町の方針でもあるし、防衛省の移転跡地、基地の移転跡地の再利用という観点からこの計画書をつくっている。この計画書に基づいて防衛省のほうから補助はもらえるということになっていますので。前は航空記念館とかそういうものもありました。もっと金額の大きなものだったと思います。ただ、今の現状に合わせて、将来的に10年先なのか20年先なのか30年先なのか分かりませんが、こういうふうな方向でこの地域の活性化をしていきたいよねということを目的につくった計画で、実現すぐにできるというものだけを計画につくったものではないということが今回のこの報告書だというふうに思っています。

そして、住民の声の一番大切なパブリックコメントを出して、住民の人たちから意見を聞いて、その中で今回の提案のほうにもなっている遊具の改築というふうな方向になっていますので。また、住民の人たちから、費用として全額、町が負担をしないといけないというものであれば、これはまた住民の人たちにかかなりの負担がかかってくるというものだろうと思うんですけど、これはほぼ防衛省のほうで対応していただくような予算にもなっていますので、住民負担がほとんどない、なおかつ、町のPR、町の活性化に大きな影響の出る遊具だろうというふうに思いますので、この遊具の費用に関しては、私は絶対に必要だというふうに思いますので、その方向で進めたいいただきたいという観点から、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 私の反対意見を述べます。

令和7年度築上町一般会計予算は、人事院勧告に伴う人件費の増や図書館の運営費の増などを理由に、経常的経費の削減のため、3年程度での事業の見直しや使用料の見直しを図るとしています。しかし、内閣が閣議決定した地方財政計画で、人件費は賃上げ等を踏まえた人件費の増加

を適切に反映した計上を行うとされているものであり、適切に反映されていないのであれば、適切な計上を求めるべきです。

図書館の運営費の増などを理由に、事業の見直しや使用料等の見直しを行うことには反対です。

今、全国で図書館や公民館などの公共施設や公共インフラの老朽化が進み、自治体の負担に限界が来ています。このことについて、石破首相は「どのような負担が適切かは常に検討されなければならない」と答え、村上総務相も「地方交付税総額を安定的に確保できるよう、政府部内で十分に議論したい」と答えています。

暮らしが追い詰められている今こそ、住民の福祉の増進を図るという自治体の役割を発揮することに全力を挙げるべきだということを訴え、反対の意見といたします。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 反対意見のある方。工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 令和７年度一般会計予算についての反対意見を述べさせていただきます。

全ての予算に反対ではありませんが、小中一体型整備事業費６５億１，４９２万８，０００円についてであります、総額ですね。

反対理由といたしまして、この予算については従前から反対をしてきました。

まず、一つの理由として、少子化問題です。昨年が６８名、一昨年は７０名、その前が８０名と、毎年１００名を切っている状態が今の現状であります。合併して２０年がたちますが、いまだに旧町間の差別化というか、そういうものに関しては２０年たってもいささかも整理されていない。学校に関しては、合併して２０年たつわけですから、築上町、中学校一つとしてぜひ考えていただきたい。ここの統廃合は、統廃合しても中学校は２校残ります。また、小学校も４校残ります。また、その２校は、小学校の２校は完全、複式学級にもなっております。やはりここにも非常な不公平感があるように感じております。

それともう一点、財政面です。今回の事業費は約６５億円、このうち約４７億円が地方債です。いわゆる借金です。令和６年度の地方債の残高見込みが約１１９億円、今回のこの４７億円はその中の約３９％を占めるんです。毎年の起債の償還が１０億円以上という企画財政課長の説明がありました。経常収支比率にしても昨年は９９．８、今年度は１００になるのではないかという危惧もする中、この予算を椎田地区の小中一体型校とするのではなく、全体の学校再編としても一度考えていただきたい。

この事業費は、そのほかにも、今後、解体費や外構費、また、グラウンド整備等々、数億円がかかると見込まれております。これでは、次世代にいいものを提供するのではなくて、次世代に

借金を残すような、こんな事業になりかねないと思います。次世代で終わればいいですが、ひょっとすれば次々、その次の世代まで残してしまうのではないかなという危惧があります。財政が厳しい中、やはり将来を見据えた学校再編成に取り組んでいただきたい。

以上、反対理由といたします。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第8号

日程第6. 議案第9号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第5、議案第8号令和7年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてと、日程第6、議案第9号令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号と議案第9号を一括して委員長の報告をすることに決定いたしました。

議案第8号と議案第9号の委員長報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第8号令和7年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 委員長報告が終わりました。

それでは、日程第5、議案第8号令和7年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ

いてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第9号について採決を行います。議案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第10号

○議長（塩田 文男君） 日程第7、議案第10号令和7年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業

特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第10号令和7年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第10号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第8、議案第11号令和7年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第10、議案第13号令和7年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第13号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第11号から議案第13号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第11号令和7年度築上町霊園事業特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号令和7年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号令和7年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。委員長報告が終わりました。

それでは、日程第8、議案第11号令和7年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第11号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号令和7年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 私の昨年の介護も合わせた保険料は51万円でした。私はまだ1人世帯ですからこれで済んでいますが、4人世帯だと均等割が1人当たり3万6,500円増え、物価高騰の中、町民の皆さんは本当に生活が大変だと思います。

県は、令和7年度から段階的に保険料水準の統一の取組を進めるとしてありますが、県の示した

県内統一の均等割は1人当たり、令和7年度4万6,293円で、低所得の御家庭に大きな負担となるものになっています。少しでも町民の皆さんの暮らしがよくなるようお願い、高い国民健康保険特別会計の予算に反対の意見といたします。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 国民健康保険に関しては、基本的に受給者負担ということが基本ではあります。また、県の事業と町の一部人件費等負担をしながらやっています。

今、池亀議員からあった仕組みについては、もともと国の施策なり県の施策の中での問題であり、町の会計の問題ではないというふうに私は理解をしていますので、町の会計を、予算を通さなければ、それこそ住民に負担がかかる、住民に迷惑のかかる大変重要な予算というふうに思っていますので、住民の生命と健康を守るためにも、この予算は進めていかないといけないというふうに思いますので、賛成の立場からの意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第13号令和7年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第13号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．議案第14号

日程第12．議案第15号

日程第13．議案第16号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第11、議案第14号令和7年度築上町西角田財産区特別会計予算についてから、日程第13、議案第16号令和7年度築上町上城井財産区特別会計予算については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第16号までは一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第14号から議案第16号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） **議案第14号**令和7年度築上町西角田財産区特別会計予算について、本予算案について慎重に審査した結果、自主造林売払収入が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第15号令和7年度築上町葛城財産区特別会計予算について、本予算案についても先ほどと同じように慎重に審査した結果、自主造林売払収入が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第16号令和7年度築上町上城井財産区特別会計予算について、本予算案についても先ほどと同じように、自主造林売払収入が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第11、議案第14号令和7年度築上町西角田財産区特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第14号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号令和7年度築上町葛城財産区特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第15号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号令和7年度築上町上城井財産区特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第16号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第17号

日程第15. 議案第18号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第14、議案第17号令和7年度築上町水道事業会計予算についてと、日程第15、議案第18号令和7年度築上町下水道事業会計予算については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号と議案第18号は一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第17号と議案第18号の委員長報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第17号令和7年度築上町水道事業会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号令和7年度築上町下水道事業会計予算について、本予算案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 委員長報告が終わりました。

それでは、日程第14、議案第17号令和7年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第17号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号令和7年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第18号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16．議案第19号

日程第17．議案第20号

日程第18．議案第21号

日程第19．議案第22号

日程第20．議案第23号

日程第21．議案第24号

日程第22．議案第25号

日程第23．議案第26号

日程第 2 4、議案第 2 7 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 1 6、議案第 1 9 号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 2 4、議案第 2 7 号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 9 号から議案第 2 7 号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第 1 9 号から議案第 2 7 号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 一括しての報告ということで、かなり案件が多いので、かなり時間がかかると思いますけど、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第 1 9 号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、地方公務員法が改正されたことに伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすいようにする勤務環境整備、併せて字句の整理を行うため、築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 2 0 号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、人事院勧告により、令和 7 年度から通勤手当の支給対象が拡大されること、また、令和 7 年度から再任用職員に地域手当を支給することなどの所要の規定の整備に併せて字句の整理を行うため、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 2 1 号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、国家公務員の旅費の支給に関する法律が改正されたことに伴い、宿泊費用の高騰に対応するため、上限を設け、宿泊費を実費支給とすること、日当の廃止、宿泊時の夕食・朝食及び諸雑費に係る宿泊手当の新設、パック料金に支払いに対応した包括宿泊費の新設など、築上町旅費に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 2 2 号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を規定した箇所が第 6 1 条第 3 2 項から第 6 1 条の 2 項 2 0 項に変更されたことから、築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、**議案第 2 3 号**築上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、会計年度任用職員の休職者の給与について定めるため、築上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 2 4 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、暫定再任用職員への手当支給のため、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことにより、附則第 9 条第 2 項が削られ、以降の項が繰り上げるとともに、暫定再任用職員の定義が同条第 6 項に新設されたため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 2 5 号築上町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、町の最上位計画であり、「築上町総合計画」と地方創生の取組を推進する「築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、一貫的な施策の実施や進行管理を明確に行っていくため、次期計画分からこの 2 つの計画を一本化する予定であることから、それぞれの計画の策定等に関わる附属機関である築上町総合計画審議会と築上町地方創生・人口減少対策有識者会議についても 1 つにまとめるため、築上町総合計画審議会条例ほか 2 条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、**議案第 2 6 号**築上町 FM 放送施設条例を廃止する条例の制定について、本条例案について、コミュニティ放送局「スターコーン FM」が令和 7 年 3 月 31 日をもって閉局することが決定したため、本条例案を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後です。**議案第 2 7 号**築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、電柱等の使用料について、同一の占用行為に対し、築上町道路占用料徴収条例と異なる金額を徴収していましたが、徴収金額を同一にするため、築上町使用料条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第 16、議案第 19 号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第１９号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１９号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第１９号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第２０号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２０号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２０号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２０号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１８、議案第２１号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２１号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２１号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２１号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１９、議案第２２号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

これで討論を終わります。

議案第２２号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２２号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２０、議案第２３号築上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

これで討論を終わります。

議案第２３号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２３号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２１、議案第２４号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２４号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２４号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２２、議案第２５号築上町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２５号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２５号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第２５号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２３、議案第２６号築上町ＦＭ放送施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２６号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２６号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２４、議案第２７号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第２７号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２７号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第 25. 議案第 28 号

日程第 26. 議案第 29 号

日程第 27. 議案第 30 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 25、議案第 28 号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 27、議案第 30 号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号から議案第 30 号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第 28 号から議案第 30 号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） **議案第 28 号**築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案については、築上町築城社会福祉センターを廃止し、築上町椎田社会福祉センター（自愛の家）に統合することに伴い、所要の規定の整備を図り、併せて字句の整理を行うために、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 29 号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案については、築城保育所及び椎田そらいろ保育園の定員を 90 人から 70 人に改め、入園の要件についても見直しを行うため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 30 号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案については、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法で行う際に求めている栄養士による必要な配慮について、管理栄養士を加えるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第 25、議案第 28 号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第29号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この条例は、築城保育所と椎田そらいろ保育園の定数を削減するものでありますが、委員会の中で、今の現状の人数、そらいろ保育園の人数、また、築城保育所の人数の数字の提示があったのかどうかを、もしあればその数字をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 委員会の中では、執行部から人数の現状を考えてという説明があったと思います。正確な人数の提示というのはなかったと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） いいですか。よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第29号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第30号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第30号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

皆さん、1時間経過しました。一旦休憩を取ろうかと思います。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（塩田 文男君） ちょっと早いですけど、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

日程第28. 議案第31号

日程第29. 議案第32号

日程第30. 議案第33号

日程第31. 議案第34号

日程第 3 2. 議案第 3 5 号

○議長（塩田 文男君） 日程第 2 8、議案第 3 1 号築上町工場立地法準則条例の制定についてから、日程第 3 2、議案第 3 5 号築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 1 号から議案第 3 5 号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第 3 1 号から議案第 3 5 号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第 3 1 号築上町工場立地法準則条例の制定について、本案について、工場立地法に基づく届出が必要な工場等の立地条件を緩和し、企業誘致の促進を図るために、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則条例を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 3 2 号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、現在、単身入居不可となっている築上町公共賃貸住宅サン・コーポ椎田について、単身入居を可とするため、築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 3 3 号椎田駅北口公衆トイレの設置及び管理に関する条例の制定について、本条例案について、J R 椎田駅北口の公衆トイレ完成に伴い、設置及び管理について必要な事項を定めるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、椎田駅北口公衆トイレの設置及び管理に関する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 3 4 号築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、J R 築城駅前駐車場の開場時間を午前 1 0 時から午後 8 時までを終日開場に変更するため、築上町駐車場条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 3 5 号築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、消防団員退職報償金の勤務年数区分の一部が改正されたことに伴い、本条例案の消防団員退職報償金を定めた規定のうち、3 0 年以上勤務年数区分を「3 0 年以上」から「3 5 年未満」へ、また、3 5 年以上の勤務年数区分を新たに加え、階級に応じた退職報償金を定めるため、築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第２８、議案第３１号築上町工場立地法準則条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第３１号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第３１号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第３１号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２９、議案第３２号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第３２号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第３２号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第３２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３０、議案第３３号椎田駅北口公衆トイレの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第３３号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第３３号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３１、議案第３４号築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第３４号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第３４号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第３４号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３２、議案第３５号築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第35号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33. 議案第37号

日程第34. 議案第38号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第33、議案第37号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてと、日程第34、議案第38号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号と議案第38号は一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第37号と議案第38号の委員長報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第37号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、屋内ゲートボール施設であるすぱ一く築城が社会福祉法人築上町社会福祉協議会より築上町へ無償譲渡されることから、体育施設として管理を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格について改められたため、築上町水道法施行条例の一部を改正するものであり、原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第３３、議案第３７号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第３７号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第３７号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３４、議案第３８号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第３８号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第３８号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第３８号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第 35. 議案第 39 号

○議長（塩田 文男君） 日程第 35、議案第 39 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。武道産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第 39 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は、上城井活性化センターの指定管理者を引き続き上城井ふれあい協議会に指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第 39 号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 39 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 36. 議案第 40 号

日程第 37. 議案第 41 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 36、議案第 40 号公の施設に係る指定管理者の指定についてと、日程第 37、議案第 41 号公の施設に係る指定管理者の指定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号と議案第 41 号は一括して

委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第４０号と議案第４１号の委員長報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第４０号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は、築上町児童館の指定管理者を引き続き社会福祉法人築上町社会福祉協議会に指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第４１号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は、築上町放課後児童クラブの指定管理者を引き続き社会福祉法人築上町社会福祉協議会に指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第３６、議案第４０号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第４０号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４０号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第４０号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３７、議案第４１号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第４１号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４１号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３８．議案第４２号

日程第３９．議案第４３号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第３８、議案第４２号公の施設に係る指定管理者の指定についてと、日程第３９、議案第４３号公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第４２号と議案第４３号は一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第４２号と議案第４３号の委員長報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） **議案第４２号**公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は、築上町物産館、メタセの杜及び築上町弓の師近隣公園の指定管理者を引き続き株式会社つききプロヴァンスに指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第４３号公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更について、本案は、築上町FM放送施設の指定管理者を東九州コミュニティー放送株式会社に指定して、コミュニティー放送局「スターコーンFM」を運営していますが、令和７年３月３１日に閉局するに当たり、指定管理者を行わせる期間を令和７年３月３１日までに変更するもので、公の施設に係る指定管理者の指定に係る議決内容の一部を変更することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長報告が終わりました。

それでは、日程第３８、議案第４２号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第４２号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４２号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第４２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３９、議案第４３号公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第４３号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４３号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第４３号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第４０．議案第４４号

日程第４１．議案第６０号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第４０、議案第４４号公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更についてと、日程第４１、議案第６０号権利の放棄については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第４４号と議案第６０号は一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第４４号と議案第６０号の委員長報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第４４号公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更について、本案は、築上町築城社会福祉センターを廃止し、築上町椎田社会福祉センター「自愛の家」に統合することから、令和４年３月１７日付議案第２７号をもって議決された公の施設に係る指定管理者の指定に係る議決内容の一部を変更することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第６０号権利の放棄について、本案は、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の交付を受けた３件の債権について、債務者からの債権回収の見込みがないことから、請求権を放棄するため、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第４０、議案第４４号公の施設に係る指定管理者の指定に係る指定の一部変更についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第４４号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４４号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41、議案第60号権利の放棄についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第60号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第42、議案第62号

○議長（塩田 文男君） 日程第42、議案第62号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第62号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について、刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されたことから、昨年3月に関係する8条例の改正が行われました。制定済みの条例について、福岡地方検察庁と協議の結果、築上町職員の給与に関する条例の改正に伴う経過措置の一部を改正する必要があるため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第62号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第43. 意見書案第1号

日程第44. 発議第1号

○議長（塩田 文男君） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第43、意見書案第1号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書（案）についてと、日程第44、発議第1号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書（案）についてと、発議第1号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第43、意見書案第1号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読について、提案理由の説明を求めます。横内議会事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） **意見書案第1号**ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書（案）について、標記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日。提出者、築上町議会議員信田博見。賛成者、築上町議会議員工藤久司、築上町議会議長塩田文男様。

以上です。

○議長（塩田 文男君） それでは説明を、信田議員。

○議員（9 番 信田 博見君） ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書（案）について、提案理由の説明を行います。

日本においては、ゲノム編集食品について、法的に食品表示や安全性の審査を行うことの義務づけはされておられません。多くの国では、ゲノム編集は厳しい規制がかけられていますが、日本は届出の義務もなく、流通が進み、表示義務もないというのが現状です。

ゲノム編集食品においては、消費者の知る権利や選択する機会を確保するため、安全性審査の実施やその表示等を含めた消費者への情報の提供の在り方について、法的な義務づけが必要であると思われます。

よって、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出するものであります。御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから意見書案第1号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。意見書案第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第44、**発議第1号**築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内議会事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 発議第1号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び築上町議会会議規則（平成18年築上町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日。提出者、築上町議会議員武道修司。賛成者、築上町議会議員吉元健人、

築上町議会議長塩田文男様。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 提案理由の説明を求めます。武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 発議第１号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

令和５年３月に議員発議で制定した本条例について、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるということから、本案件を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御採択のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） それでは、これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから発議第１号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。発議第１号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

日程第４５．常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

て

○議長（塩田 文男君） 日程第４５、常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、閉会中の継続調査の申出と、議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査と議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査については、申出のとおり決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、3月3日から17日間、議会を開催していただき、大変ありがとうございます。そしてまた、全議案採択をしていただいたということで、御礼を申し上げます。特に今議会は議案数が多くて、当初は60議案を提案いたしまして、そのうち1議案だけ取下げを、築上町図書館条例の全部を改正する条例の制定についてということで、ちょっとまだ吟味不足という私どもが判断いたしまして取下げをさせていただいています。次回以降に提案させていただくということで、図書館開館までにはこの条例を提案していくという形になりますので、よろしくお願いします。

そしてまた、委員会の中でも非常に議論いただいた、今まで広報を自治会長さんに委託、お願いしておりましたけれども、自治会長さんが非常にやっぱり苦痛だという意見もございまして、広報を今度は自治会長以外の民間の方に、4月分は自治会長さんで行いますけれども、5月から民間委託という。そこで非常に総務委員会、議論いただきましたが、基本的にはサービスを堅持しつつ、よりよい方向の形で配布方法を考えていこうと、このように考えておりますけれども、変更にあたっては、全て全戸それぞれ業者のほうに委託をしながら配布をします。このような形で、委員会、それから今日も議案として、議案というか、予算の中で可決をいただいたということでございます。

そしてまた、新たな形で、あした、いわゆるJークレジットということで、これは森林クレジットになりますけれども、築上町の町有林もしくは財産区の山、この山が吸収する、炭酸ガス、CO₂を吸収して酸素を供給すると、こういう森林のうまみを生かして、逆にCO₂を排出する会社がこの権利を買うというか、Jークレジットという形でこういうのを国のほうが推奨しておりますし、これを実行しようということで、明日、株式会社バイウィルという会社と、それから、これを応援していただける三井住友海上火災保険株式会社の3者による協定書をあした結ぶように相なりました。詳しくはまた（「町長、あさってです。あさって」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。あしたは休みなので、21日に結ぶということになりましたので、皆さんに報告をして、後ほど、事務局のほうにはその概要を参考資料として配付をさせますので、御覧いただければいいかなと思っておるところでございます。

それから、昨日夕方、築城基地司令の上村司令がお見えになって、異動になるというふうなこ

とで、異動先は横田の新しい仕事で、その中のナンバー２ということで、これは昇進という意味だというふうに、本人にも私が聞いたら、もう少し昇進したという話になりますので、４月からそっちのほうに配属されたということで、御挨拶に参りました。なお、新しい基地司令、ちょっとまだ名前までは申しあげませんでしたけど、築城基地のパイロットで２回、築城基地のほうに来て配属されたことがあると、こういう方が新しく築城基地の司令として参られるというようなことで、昨日挨拶に見えましたので、皆さんに報告をしておきます。

そういうことで、本当に長い間、皆さん、長時間の議会の審議、ありがとうございました。

それから、本年３月をもちまして、二人の課長が異動になります。一人は企画財政課長の元島課長が、いわゆる定年退職じゃないけれども、６０歳を迎えられたら定年に関する法律の中で役職を退くということで、課長職を退いて、職員としては２年間勤めることが、それで、２年間勤めた後に定年という形になりますけど、そういうことで。我々は簡単に役職定年と言っていますけど。元島課長と、それから、御承知のとおり、産業課長の古市が一身上の都合で退職するという申入れがあつて、私も辞職を承認しておるところでございますので、後ほど二人に挨拶をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本当に３月議会、非常に多い案件でございましたけど、ありがとうございました。また、気候のほうもよくなりますので、議員さんのますますの活躍を期待申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） これで、令和７年第１回築上町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後０時００分閉会
